

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和3年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	70 トン	44 トン
		71 トン	70 トン	1 トン
3	クリーム	38 トン	44 トン	超過済
		24 トン	44 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	11,890 トン	41,071 トン
		33,644 トン	10,659 トン	22,985 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,160 トン	603 トン
		1,142 トン	1,160 トン	超過済
6	加糖れん乳	202 トン	21 トン	181 トン
		68 トン	21 トン	47 トン
7	ヨーグルト	17 トン	4 トン	13 トン
		11 トン	4 トン	7 トン
8	バターミルク	192 トン	12 トン	180 トン
		12 トン	12 トン	0 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	29,138 トン	29,273 トン
		47,985 トン	24,461 トン	23,524 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	4,190 トン	9,183 トン
		8,803 トン	2,499 トン	6,304 トン
11	バター	24,439 トン	6,027 トン	18,412 トン
		16,786 トン	5,446 トン	11,340 トン
12	豆類	89,846 トン	45,730 トン	44,116 トン
		45,433 トン	18,385 トン	27,048 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	3,418,054 トン	2,313,650 トン
		5,117,077 トン	3,163,756 トン	1,953,321 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	758,999 トン	570,309 トン
		222,196 トン	106,771 トン	115,425 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	413,338 トン	316,921 トン
		704,615 トン	413,338 トン	291,277 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	2,030 トン	913 トン
		2,351 トン	2,030 トン	321 トン
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	6,996 トン	5,464 トン
		6,177 トン	6,954 トン	超過済
17	マニオカでん粉	163,795 トン	91,179 トン	72,616 トン
		162,600 トン	91,179 トン	71,421 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	8,228 トン	13,058 トン
		21,286 トン	8,228 トン	13,058 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	984 トン	710 トン
		1,220 トン	984 トン	236 トン
20	イヌリン	2,130 トン	1,440 トン	690 トン
		55 トン	30 トン	25 トン
21	落花生	36,714 トン	17,055 トン	19,659 トン
		23,109 トン	8,017 トン	15,092 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	41 トン	190 トン
		223 トン	41 トン	182 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	3,541 トン	6,876 トン
		4,348 トン	1,386 トン	2,962 トン
24	でん粉調製品	241 トン	100 トン	141 トン
		238 トン	100 トン	138 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	1,586 トン	4,114 トン
		2,070 トン	720 トン	1,350 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	7,014 トン	12,964 トン
		1,810 トン	861 トン	949 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	128 トン	181 トン
		308 トン	128 トン	180 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。